

社会福祉法人ともいき福祉会

役員等報酬規程

(目的)

この規程は、社会福祉法人ともいき福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事、苦情対応第三者委員および評議員選任・解任委員をいう。報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員には別表により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日に会議等あわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
- 3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。
- 4 オンライン参加者の交通費は無償とする。

(出張旅費)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合は旅費規程に準じて支弁する。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受け行う。

(役員報酬)

第7条 役員報酬の総額は30万円以下とする。

付則

この規程は、令和6年8月7日より適用する

【役員等の報酬】

別表 (日額)

理事 総額：15万円以下（1回：5,000円×6名、年5回開催予定）

名称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬	2,000 円	3,000 円
理事業務報酬	2,000 円	3,000 円

評議員 総額：20万円以下（1回：5,000円×7名、年4回開催予定）

名称	報酬額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬	2,000 円	3,000 円
評議員業務報酬	2,000 円	3,000 円

監事 総額：10万円以下（1回：5,000円×2名、10,000円×2名 年5回開催予定）

名称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬	2,000 円	3,000 円
監事監査等監査業務報酬	7,000 円	3,000 円

評議員選任・解任委員 総額：3万円以下（1回：5,000円×3名、年2回開催予定）

名称	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等会議出席報酬	2,000 円	3,000 円

苦情対応第三者委員 総額：1万円以下（1回：5,000円×1名、年2回開催予定）

名称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬	2,000 円	3,000 円
苦情対応第三者委員業務報酬	2,000 円	3,000 円